

海上保安庁業務継続計画の概要（R7.3 改正）

1 位置付け

本計画は、海上保安庁防災業務計画を補完し、首都直下地震対策大綱で定められる震災対策を政府一員として実現するための計画と位置付けられる。

2 基本方針

- ① 人命の安全や社会経済活動に直接係わる救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送ルート of 確保等に関する応急対策業務を最優先として業務継続の確保に万全を期す。
- ② 地震により被災した業務資源の応急復旧を迅速に行い、業務の遅延・停止を可能な限り無くす。
- ③ 地震発生時には、限られた人員及び業務資源を組織の枠を越えて効率的かつ効果的に配分し、業務の継続を確保する。
- ④ 海上保安庁の職員等（来庁者を含む）の安全を確保する。

3 被害想定

都心南部直下地震（M7.3 東京 23 区で最大震度 7）が発生と想定

- ◎ 交通機関：1 週間（地下鉄）～1 か月（JR、私鉄）途絶 ◎ 商用電力：1 週間使用不可
 - ◎ 水道：3 日間断水 ◎ 電話：商用回線電話不通 1 週間継続
 - ◎ トイレ（下水道）：1 か月使用不可 道路：主要道路の啓開に 1 週間
- ※ 政府業務継続計画（H26.3 閣議決定）に基づく被害想定

4 非常時優先業務（優先して業務継続を図るべき業務）の抽出

業務影響評価（当該業務が遅延・停止した場合における国民生活や経済活動に与える影響を経過時間毎に 5 段階で評価）を行い、1 か月以内にレベルⅢ（復旧対応を行うべきレベル）以上になる業務を非常時優先業務として抽出し、次表のとおり整理

非 常 時 優 先 業 務	
応 急 対 策 業 務	一 般 継 続 重 要 業 務
※地震発生により直接的に発生する業務 ※対策本部を設置して優先処理する業務	※地震発生の有無にかかわらず継続すべき重要業務 ※必要な人員を優先配置して処理する業務
① 本庁対策本部の設置 ② 船艇・航空機の動員 ③ 災害情報の収集及び提供 ④ 救助・救急活動 ⑤ 船舶交通の安全確保（航行警報の発出、船舶交通の制限、応急標識の設置等） ⑥ 避難者・救援物資等の緊急輸送活動 ⑦ 流出油等の防除措置 ⑧ 応急復旧及び後方支援活動（応急通信の確保、支援物資調達、非常食配布等）	① 危機管理等関連業務（我が国周辺海域で発生する事件・事故等への対応業務） ・運用司令センター業務 ・航行警報の発出業務 等 ② 許認可等関連業務（業務中断が国民生活や経済活動に大きな影響を与える業務） ・水路業務法等に基づく許認可業務 ・海図の最新維持情報の提供業務等 ③ 業務支援等関連業務（事務の停滞が海上保安部署等の業務遂行能力に大きな影響を与える業務）

5 要員の参集等

- （1）本庁対策本部要員（参集要員）（「管理事務」を実施する職員を含む）
 - ・ 各業務室長（各部長）があらかじめ必要な対策本部要員を指名
 - ・ 地震発生時には本庁へ直ちに自動参集 ※本庁参集不可の場合は最寄事務所に参集
- （2）一般継続重要業務対応要員（参集要員）（「管理事務」を実施する職員を含む）
 - ・ 各当該重要業務を所管する課長があらかじめ対応要員と代替要員を指名
 - ・ 地震発生時には本庁へ決められた時間までに自動参集
- （3）その他の職員（非参集要員）
 - ・ 徒歩等で参集できる者は本庁へ自動参集し、上記（1）（2）業務を実施
 - ・ 参集できない者は、公共交通機関復旧までの間自宅周辺で救助・被災者支援等実施

6 備蓄

参集要員の 1 週間分及び全職員（来庁者分を含む）の 3 日分の食料、水、簡易トイレ、救助用資機材（バール、ジャッキ、担架等）等の備蓄を推進

7 その他

庁舎・設備、情報通信、来庁者及び帰宅困難者への対応、負傷者の救護、本庁対策本部の代替施設、教育訓練、各職員の業務継続のための備え等について記述

平成 20 年 4 月に本計画策定、政府業務継続計画の策定等を踏まえ、令和 7 年 3 月に一部改正